キロロリゾート 駐車場利用約款

一般来場者用駐車場

第 1 条（目的）

本約款は、合同会社キロロリゾート（以下「管理者」といいます。）が管理する一般来場者用駐車場（以下「本駐車場」といいます。）の利用条件を定め、利用者の安全確保、円滑な交通および冬季の除雪・緊急対応に支障のない運営を目的とします。

第 2 条（適用）

1. 本約款は、本駐車場を利用するすべての方（以下「利用者」といいます。）に適用します。
2. 管理者は、本約款を駐車場の利用契約の内容とします。本約款の全文は、入口看板に記載の URL または QR コードから閲覧できます。入場前にご確認ください。
3. 現地の標識、区画線および案内表示は本約款と併せて適用します。係員は混雑する時間帯等に限り配置する場合があり、常時配置されているものではありません。

第 3 条（利用対象）

1. 本駐車場は、キロロスキー場、飲食、物販、スクール、レンタルその他キロロリゾート内の施設・サービスを日帰りで利用する一般来場者のための駐車場です。 ホテル宿泊者は各宿泊施設が指定する駐車場をご利用ください。日帰り来場者はホテル宿泊者用駐車場を利用できません。
2. バックカントリー利用のみを目的とする方は、本駐車場を利用できません。
3. 管理者は、安全確保や運営上必要な場合、利用区域や駐車対象車両を制限することがあります。

第 4 条（利用時間）

1. 利用時間は 7:00〜21:00 です。21:00 までに出庫してください。利用時間外は、無人の車両も駐車できません。故障、負傷等で出庫できないときは、安全を確保し、速やかに管理者へご連絡ください。
2. 降雪・除雪、悪天候、事故、イベント等により、管理者は利用時間を変更し、または本駐車場の全部もしくは一部を一時閉鎖する場合があります。 変更や閉鎖は現地でお知らせします。

第 5 条（駐車方法）

1. 利用者は、標識および案内表示に従い、指定された駐車区画に駐車してください。
2. 他の車両の前後をふさいで出入りを妨げる駐車、通行を妨げる駐車、複数区画の占有、指定区画外への駐車、通路・出入口・緊急車両の通行経路・消防設備付近・除雪および排雪の作業動線への駐車を禁止します。
3. 管理者が安全確保または除雪作業のため必要な範囲で駐車位置の変更を求めたときは、周囲の安全を確認し、速やかに車両を移動してください。
4. 車両から離れる際は、エンジンを停止し、施錠する等の安全措置を講じてください。不要な長時間のアイドリングはお控えください。

第 6 条（安全確保）

1. 本駐車場内では徐行し、歩行者、子ども、他の車両および除雪・排雪車両等の動きに十分注意してください。
2. 積雪、凍結、吹雪、落雪、雪庇等により、車両のスリップ、歩行者の転倒、車両の損傷等が生じる危険があります。現地の状況を確認し、安全に利用してください。

3. 管理者は、緊急車両の通行や安全確保のため、一時的な通行規制または立入制限を行う場合があります。

第 7 条（禁止事項）

利用者は、本駐車場内において次の行為をしてはなりません。

（1）車中泊、キャンプ、テント設営、たき火等の宿泊・野営行為

（2）危険運転、暴走、飲酒運転、著しい騒音、暴言等の迷惑行為

（3）スキー・スノーボード等による駐車場内での滑走

（4）ごみ・吸い殻等の投棄、油脂類・汚水等の流出、施設設備の損壊

（5）火気の不適切な使用、危険物の不適切な持込み・放置

（6）管理者の許可のない物品販売、宣伝等の営業・商用行為

（7）車両の長期放置、洗車、整備、タイヤ交換等、他の利用者や運営に支障を生じさせる行為

（8）その他、本駐車場の安全または円滑な運営を妨げる行為

第 8 条（車両の利用制限）

1. 大型車、キャンピングカー、トレーラー牽引車等について、管理者は車両の大きさや駐車場の状況に応じて、駐車場所を指定し、または利用をお断りする場合があります。

2. 積雪や段差等により車両が損傷するおそれがあります。車高等を考慮し、無理な進入はしないでください。

第 9 条（除雪・緊急対応）

1. 降雪、除雪・排雪作業、落雪の危険、災害その他安全上の理由により、管理者は駐車場所の変更、車両移動の要請、一時閉鎖または立入制限を行うことがあります。

2. 前項の移動要請を受けた利用者は、周囲の安全を確認し、速やかに車両を移動してください。自力で移動できないときは、直ちに管理者にお知らせください。

3. 除雪車、重機、緊急車両等の作業区域および通行経路には立ち入らないでください。

第 10 条（違反車両への対応）

1. 本約款に違反した車両または通行・除雪・緊急対応等を妨げる車両について、管理者は利用者に移動、利用中止または退場を求める場合があります。

2. 利用者と連絡が取れない場合や危険・通行妨害がある場合、管理者は警察その他の関係機関に相談・通報する場合があります。

3. 管理者は、まず利用者への連絡と任意の移動要請に努めます。レッカー移動等は、権限のある者の同意を得た場合、法的手続による場合、または差し迫った危険を他の方法では回避できず、法令上移動が許される場合に限り、必要かつ相当な範囲で行います。

4. 管理者は、適法な移動・保管等に要した合理的な実費を、法令上負担義務を負う者に対し、その根拠と内訳を示して請求する場合があります。

第 11 条（放置車両の引取りと返還）

1. 車両が利用時間を超えて継続して駐車され、利用者による引取りが確認できない場合、駐車場に掲示する方法で、利用者に車両の相当な期限を示して引取りを求めることがあります。

2. 前項に記載した方法で通知しても利用者が車両を引き取らない場合、車両の自動車検査証上の所有者または使用者に車両を引き渡すことがあります

3. 管理者が前項に従い車両を引き渡した場合、利用者は、その引渡しのみを理由に管理者に損害賠償その他の請求をすることはできません。管理者の故意・過失による誤引渡し、車両の損傷その他法令上管理者が責任を負う場合は、この限りではありません。

4. 引取期限の経過後も、管理者は法令に従い必要な手続をとります。車両および車内の物品の所有権が、期限の経過により管理者に移転することはありません。

第 12 条（事故・盗難等）

1. 本駐車場は係員が常駐する駐車場ではありません。車両および積載物の管理は利用者ご自身で行ってください。

2. 事故、盗難、車両の損傷等が発生した場合、必要に応じて警察・消防に通報し、管理者にご連絡ください。

3. 管理者は、自然現象、第三者の行為、利用者の不注意等により生じた損害について、管理者に法令上の賠償責任が認められる場合を除き責任を負いません。

4. 管理者が法令上負う損害賠償責任は、本約款により免除されません。

第 13 条（損害賠償）

利用者が本約款に違反し、または故意・過失により管理者または第三者に損害を与えた場合、法令に従い、その損害を賠償する責任を負います。

第 14 条（個人情報の取扱い）

管理者は、安全管理、事故・違反への対応、放置車両の引取要請および受領権限の確認、問い合わせ対応等に必要な範囲で車両番号等の情報を取り扱うことがあります。個人情報は法令および管理者のプライバシーポリシーに従い取り扱います。

第 15 条（約款の変更）

管理者は、民法その他の法令に従い、本約款を変更することがあります。変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、効力発生日までに公式ウェブサイトまたは現地掲示により周知します。

管理者：合同会社キロロリゾート　　施行日：2026 年 11 月 28 日